

(1) 給与所得控除

| ①給与の収入金額     |              | ②給与所得控除額               |  |
|--------------|--------------|------------------------|--|
| ～ 1,900,000円 |              | 650,000円               |  |
| 1,900,001円   | ～ 3,600,000円 | 給与の収入金額×30%+80,000円    |  |
| 3,600,001円   | ～ 6,600,000円 | 給与の収入金額×20%+440,000円   |  |
| 6,600,001円   | ～ 8,500,000円 | 給与の収入金額×10%+1,100,000円 |  |
| 8,500,001円   | ～            | 1,950,000円（上限）         |  |

※①－②が所得金額になります。

(2) 公的年金所得金額速算表

| 公的年金等の収入金額（A）<br>65歳未満（昭和36年1月2日以降生まれ）<br>65歳以上（昭和36年1月1日以前生まれ） |                          | 年金所得金額                      |  |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------|--|
|                                                                 |                          | 公的年金等雑所得以外の<br>所得にかかる合計所得金額 |  |
|                                                                 |                          | 1,000万円以下                   |  |
| 65歳未満                                                           | ～ 1,300,000円             | A－600,000円                  |  |
|                                                                 | 1,300,001円 ～ 4,100,000円  | A×0.75－275,000円             |  |
|                                                                 | 4,100,001円 ～ 7,700,000円  | A×0.85－685,000円             |  |
|                                                                 | 7,700,001円 ～ 10,000,000円 | A×0.95－1,455,000円           |  |
|                                                                 | 10,000,001円以上            | A－1,955,000円                |  |
| 65歳以上                                                           | ～ 3,300,000円             | A－1,100,000円                |  |
|                                                                 | 3,300,001円 ～ 4,100,000円  | A×0.75－275,000円             |  |
|                                                                 | 4,100,001円 ～ 7,700,000円  | A×0.85－685,000円             |  |
|                                                                 | 7,700,001円 ～ 10,000,000円 | A×0.95－1,455,000円           |  |
|                                                                 | 10,000,001円以上            | A－1,955,000円                |  |

公的年金に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下  
の場合は一律10万円、2,000万円超の場合一律20万円所得金額が上がります。

(3) 配偶者控除・配偶者特別控除額

| 納税者本人の所得金額 |                | 900万円以下 | 900万円超～<br>950万円以下 | 950万円超～<br>1,000万円以下 |
|------------|----------------|---------|--------------------|----------------------|
| 配偶者の所得金額   |                | 住民税     | 住民税                | 住民税                  |
| 配偶者控除      | 一般             | 33万円    | 22万円               | 11万円                 |
|            | 老人(70歳超)       | 38万円    | 26万円               | 13万円                 |
| 配偶者特別控除    | 58万円超 95万円以下   | 33万円    | 22万円               | 11万円                 |
|            | 95万円超 100万円以下  | 33万円    | 22万円               | 11万円                 |
|            | 100万円超 105万円以下 | 31万円    | 21万円               | 11万円                 |
|            | 105万円超 110万円以下 | 26万円    | 18万円               | 9万円                  |
|            | 110万円超 115万円以下 | 21万円    | 14万円               | 7万円                  |
|            | 115万円超 120万円以下 | 16万円    | 11万円               | 6万円                  |
|            | 120万円超 125万円以下 | 11万円    | 8万円                | 4万円                  |
|            | 125万円超 130万円以下 | 6万円     | 4万円                | 2万円                  |
|            | 130万円超 133万円以下 | 3万円     | 2万円                | 1万円                  |

※配偶者特別控除対象者は扶養人数に含めない。

(4) 特定親族特別控除

合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合に適用できる控除  
＜対象者＞

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者を除く）
- ・合計所得金額が58万円超123万円以下
- ・控除対象扶養親族に該当しない

| 扶養親族の合計所得金額           | 納税義務者の特定親族特別控除額 |
|-----------------------|-----------------|
| 580,001円～ 950,000円    | 450,000円        |
| 950,001円～1,000,000円   | 410,000円        |
| 1,000,001円～1,050,000円 | 310,000円        |
| 1,050,001円～1,100,000円 | 210,000円        |
| 1,100,001円～1,150,000円 | 110,000円        |
| 1,150,001円～1,200,000円 | 60,000円         |
| 1,200,001円～1,230,000円 | 30,000円         |

(5) 所得金額調整控除

- (1)給与収入が850万円を超え下記に該当する場合は、給与所得の金額から次の算式  
により計算した金額を控除。（給与の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×  
10%＝控除額
- ①本人が特別障害を有する場合 ②23歳未満の扶養親族を有する場合  
③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合  
申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」へ記入してください。

- (2)給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円  
を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除。  
給与所得(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)－10万円＝控除  
額
- (1)(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除。

(6) 地震保険料控除

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合  
支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料÷2  
50,001円以上 25,000円（限度額）
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合  
(経過措置として、平成18年末までに契約したものについては従前どおり適用)  
支払額 5,000円以下 控除額 全 額  
5,001円～15,000円以下 支払額÷2 +2,500円  
15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合  
①の式により求めた控除額+②の式により求めた控除額（限度額25,000円）  
※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、いずれか1つの契約のみ控除

(7) 生命保険料控除

|                           |             | 支払金額                                                                                       | 控除額            |
|---------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 生<br>命<br><br>保<br>険<br>料 | 新<br>契<br>約 | 12,000円以下のとき                                                                               | 全額             |
|                           |             | 12,000円超32,000円以下のとき                                                                       | 支払金額÷2+6,000円  |
|                           |             | 32,000円超56,000円以下のとき                                                                       | 支払金額÷4+14,000円 |
|                           |             | 56,000円超のとき                                                                                | 28,000円        |
| 控<br>除                    | 旧<br>契<br>約 | 15,000円以下のとき                                                                               | 全額             |
|                           |             | 15,000円超40,000円以下のとき                                                                       | 支払金額÷2+7,500円  |
|                           |             | 40,000円超70,000円以下のとき                                                                       | 支払金額÷4+17,500円 |
|                           |             | 70,000円超のとき                                                                                | 35,000円        |
|                           |             | 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）                            |                |
|                           |             | 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円） |                |

(8) 配 当 控 除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を  
乗じた額が税額から差し引かれます。

| 種 類         |             | 課税所得金額 |  | 1,000万円以下の部分 |       | 1,000万円超の部分 |       |
|-------------|-------------|--------|--|--------------|-------|-------------|-------|
|             |             |        |  | 市 民 税        | 県 民 税 | 市 民 税       | 県 民 税 |
| 利 益 の 配 当 等 |             |        |  | 1.6%         | 1.2%  | 0.8%        | 0.6%  |
| 私 募 証 券     | 外貨建証券投資信託以外 |        |  | 0.8%         | 0.6%  | 0.4%        | 0.3%  |
| 投資信託等       | 外貨建証券投資信託   |        |  | 0.4%         | 0.3%  | 0.2%        | 0.15% |

(9) 医療費控除

- 〈控除額〉（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）  
－|所得金額の合計の5％と10万円のいずれか少ない額|＝控除額  
（※ただし、200万円が控除限度額）
- セルフメディケーション税制の適用を受ける場合  
平成29年分の申告から新たに、健康の保持増進及び疾病の予防として一定  
の取組を行う方（※1）が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他  
の親族に係る特定一般医薬品等購入費（※2）を支払った場合には、通常  
の医療費控除との選択によりセルフメディケーション税制による医療費控  
除の特例を受けることができます。
- ※1 適用を受ける年分について一定の取組を行ったことを明らかにする書  
類の添付又は提示が必要です。
- ◎例 インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証  
市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表  
職場で受けた定期健康診断の結果通知表  
特定健康診査の領収書又は結果通知表  
人間ドックやがん検診等の各種健診(検診)の領収書又は結果通知書
- ※2 スイッチO T C医薬品（医師によって処方される医薬品（医療用医薬  
品）から薬局などで購入できるO T C医薬品に転用された医薬品）の  
購入費をいいます。
- 〈控除額〉（支払った金額の総額）－（保険等で補てんされた金額）  
－12,000円＝控除額（※ただし8万8,000円が控除限度額）

※各種控除の明細書の添付が必要です。  
通常の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかしか適用できません。

(10) 住民税所得割の税率

市民税6% 県民税4%

(11) 均 等 割 額

市民税 3,000円、県民税 1,500円(森林環境税(県) 500円含む)、  
国税 1,000円(森林環境税)

均等割非課税基準  
①同一生計配偶者及び扶養親族がない方  
前年中の合計所得が38万円以下  
②同一生計配偶者及び扶養親族がある方  
前年中の合計所得が28万円×(本人+扶養人数)+26万8千円  
※扶養人数には控除対象配偶者、同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を  
含める

## 令和8年度 市民税・県民税の申告について

この申告は、令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)のあなたの所得について申告していただくもの  
です。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、所得・課税証明・国民  
健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となります。

### 申告書を提出しなければならない人

令和8年1月1日現在、葛城市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方

（ア）前年中に営業・農業・不動産・個人年金・シルバー人材センター配分金等の収入のある方

（イ）給与収入があり次に該当する方

・給与以外に収入のある方

・勤務先等から葛城市に給与支払報告書が提出されていない方

・前年中に退職した方

・2か所以上から給与の支払いを受けている方

（ウ）公的年金等を受給されており、次に該当する方

・還付される所得税がない場合で、個人市・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、  
生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方

（エ）収入のなかった方

※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に加入している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算  
されなかったり、所得・課税証明書の交付が受けられない場合があります。

### 申告書を提出しなくてもよい人

1 令和7年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方

2 給与収入のみで勤務先から葛城市に給与支払報告書の提出がある方

※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください

3 公的年金収入のみで、その他に収入がない方〔但し、上記の(ウ)に該当する場合は申告が必要です〕

※場合によっては申告書を送付することがありますので、その際には申告書を提出してください

### 申告に必要な書類

(1) 市民税・県民税申告書

(2) 前年中の収支を明らかにできるもの

【例 源泉徴収票（源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等）、  
収入や必要経費等のわかる帳簿書類】

(3) 生命保険・地震(旧長期損害)保険等の証明書、社会保険料の証明書、医療費控除の明細書、身体障害者手帳等

(4) 申告者、被扶養者のマイナンバーがわかるもの、申告者の本人確認ができるもの

### 申告書の提出について

申告相談は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。郵送での提出にご協力ください。

・連絡先（電話番号）を記入し、資料を同封してください。

・申告書の控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

・平成28年以降、個人番号の記入欄が設けられた申告書を提出いただく際には、個人番号をご記入いただくことにな  
っています。

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 提 出 先 | 葛城市役所 税務課                             |
| 新庄庁舎  | 〒639-2195 葛城市柿本166番地 TEL 0745-44-5009 |



# 申告書の書き方

## I. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

**社会保険料控除** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

★国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付して下さい。

**小規模企業共済等掛金控除** 前年中に支払った第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金がある場合。

〈控除額〉 支払った金額が控除されます。

**生命保険料控除** あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を前年中に支払った場合。

〈控除額〉 控除額については、4ページ(7)を参照してください。

★すべてについて、証明書の添付が必要です。

**地震保険料控除** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。平成18年末までに契約した旧長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）を含みます。

〈控除額〉 控除額については、4ページ(6)を参照してください。

★証明書の添付が必要です。

※該当する控除が記載されている源泉徴収票を添付する場合には証明書・領収書は必要ありません。

**配偶者控除** あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合。

〈控除額〉 控除額については4ページ(3)を参照してください。

★同一生計配偶者

あなたの合計所得金額が1,000万円超で生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合は、同一生計配偶者欄にチェックを入れてください。

**配偶者特別控除** あなたの前年中の合計所得が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得が133万円以下の場合。

〈控除額〉 配偶者の所得金額により変わります。控除額については4ページ(3)を参照してください。

**扶養控除** 前年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族のうち（配偶者を除く）前年中の合計所得金額が58万円以下の扶養親族がある場合（前年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます）。

〈控除額〉

(1) 老人扶養親族（扶養親族のうち70歳以上）1人につき38万円、同居老親等の場合45万円

(2) 特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満）1人につき45万円

(3) その他の扶養親族（16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満）1人につき33万円

※16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族として含まれますので、「16歳未満の扶養親族欄」に記載してください。

**特定親族特別控除** 前年中の合計所得金額が58万円を超え123万円以下の19歳以上23歳未満の親族がいる場合。

〈控除額〉 対象者の合計所得金額により変わります。4ページ(4)を参照してください。

**障害者控除** あなたや控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族が心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている場合。

障害者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B程度、精神障害者保健福祉手帳2・3級など 26万円

特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級など 30万円

※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。

○介護保険課で『障害者控除対象者認定書』の交付を受けている人は認定書の添付が必要です。

**同居特別障害者控除** 上記の特別障害者に該当し、あなたの配偶者およびあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居されている場合。

〈控除額〉 53万円 特別障害者控除額（30万円）に23万円加算します。

**寡婦控除** あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する場合。

(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族（上記の「扶養控除」を参照）を有する人。

(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人。

〈控除額〉 26万円

**ひとり親控除** 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次のすべてに該当する場合。

(1) 前年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がある人。

(2) 前年中の合計所得金額が500万円以下の人。

(3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

〈控除額〉 30万円

**勤労学生控除** あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、前年中の合計所得金額が85万円以下（その所得のうち不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下）の場合。

〈控除額〉 26万円

**雑損控除** 資産（家屋・家財道具・現金など）が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合、対象となる範囲はあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で前年中の各種所得の合計額が58万円以下の人の資産です。

**医療費控除** あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った治療費または治療に要した費用があった場合、または特定一般用医薬品等購入費があった場合。控除額については4ページ(9)を参照してください。

★医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。

※配偶者控除、障害者控除、寡婦控除等は、前年12月31日の現況において判断されます。

申告書には、前年中の所得等の必要事項を記入、期限内にご提出ください。  
なお、あなたの申告にもとついて賦課決定した場合は、納税通知書により通知する予定です。

## 住所・氏名等の記入のしかた

住所 現住所は、現在居住している住所を記入してください。  
書 下宿・アパート・マンションなどの方書のある人は忘れずに記入してください。  
氏 名 申告する人の氏名を記入してください。フリガナはカタカナで記入してください。  
電話番号 連絡がとりやすい番号を記入してください。  
代理人 本人以外が記入、提出する際は、代理人の氏名を記入してください。

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| ⑬        | 社会保険の種類    | 支払った保険料 |
|----------|------------|---------|
| 社会保険料控除  |            | 円       |
|          | 合計         | 円       |
| ⑮        | 新生命保険料の計   | 円       |
|          | 新個人年金保険料の計 | 円       |
|          | 介護医療保険料の計  | 円       |
| ⑯地震保険料控除 | 地震保険料の計    | 円       |
|          | 旧長期損害保険料の計 | 円       |

⑰～⑲ 寡婦控除 ⑰ ☐ 寡婦控除 ⑱ ☐ ひとり親控除 ⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)

⑳ 障害者控除 ⑳ ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 未帰還

㉑～㉓ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 ㉑ ☐ 配偶者 ㉒ ☐ 配偶者の合計所得金額 ㉓ ☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)

㉔～㉖ 扶養親族 ㉔ ☐ 扶養親族 ㉕ ☐ 扶養親族 ㉖ ☐ 扶養親族

㉗～㉙ 同居特別障害者控除 ㉗ ☐ 同居特別障害者控除 ㉘ ☐ 同居特別障害者控除 ㉙ ☐ 同居特別障害者控除

㉚～㉜ 雑損控除 ㉚ ☐ 雑損控除 ㉛ ☐ 雑損控除 ㉜ ☐ 雑損控除

㉝～㉞ 医療費控除 ㉝ ☐ 医療費控除 ㉞ ☐ 医療費控除

㉟～㊱ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊲～㊴ 雑損控除 ㊲ ☐ 雑損控除 ㊳ ☐ 雑損控除 ㊴ ☐ 雑損控除

㊵～㊷ 医療費控除 ㊵ ☐ 医療費控除 ㊶ ☐ 医療費控除 ㊷ ☐ 医療費控除

㊸～㊺ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊻～㊽ 雑損控除 ㊻ ☐ 雑損控除 ㊼ ☐ 雑損控除 ㊽ ☐ 雑損控除

㊾～㊿ 医療費控除 ㊾ ☐ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除 ㊿ ☐ 雑損控除

㊿～ 医療費控除 ㊿ ☐ 医療費控除

㊿～ 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

㊿～ 雑損控除